

宗教的人権の国際的保障

——国際人権法から見た靖国合祀

もと
元 百合子

1. はじめに

「宗教的人権」(religious human rights) という言葉は、あまり馴染みのない日本語表現であるが、それは、訳語という性格から生じた問題というよりはむしろ、宗教が人権との関連で議論されることが少ない、この国の現状の反映かもしれない。近年、宗教が国内でマスメディアを賑わせるのは主として、宗教団体の犯罪または首相や閣僚の靖国神社参拝との関連においてのことであった。治安を理由に宗教団体の活動に法的制約が課せられる際、それが人権の視点から慎重に検討されることは少なく、靖国参拝は概ね、政治・外交問題として扱われてきた。「戦没者」合祀に含まれる人権問題の側面は軽視されてきた。

歴史を通じて宗教は、多くの国で政治的対立や紛争を直接・間接に生み出し、複雑化させてきた。今も、宗教の政治的利用、宗教ないし宗派間の摩擦や緊張関係、民族主義と宗教の絡み合い、宗教的原理主義の関与から解決困難な紛争が絶えない。同時にこの十年余り、世界各地で「宗教の復興」とも言うべき現象も進行してきた。旧社会主義国のみならず、多くの国で旧宗教が息を吹き返し、新宗教が勃興して、多数の人々、特に若者を引き付けている。

他方、宗教の自由に対する制約、特定宗教・宗派に対する偏見や不寛容、敵視、差別、抑圧や迫害が蔓延している。とりわけ懸念されるのが、2001年の9.11事件以後、イスラームに対する偏見、不寛容と敵視が世界に広がったことである。圧倒的多数のイスラーム教徒はテロリズムと無関係であるという単純かつ明白な事実を無視した、大規模な政治的キャンペーンと組織的暴力の行使が生み出したものである。それがま

た、対抗する暴力の正当化を容易にするという悪循環と憎悪の連鎖を招いてきた。

「反テロ戦略・戦争」から宗教的偏見を排除し、人権とくに宗教的人権の尊重を国際社会および各国の国内社会の重要なルールとして確立することが喫緊の課題である。グローバリゼーションの進行に伴って、多くの国民国家の内部で民族的、文化的、宗教的、言語的多様性が増し、共生が共通課題となったにもかかわらず、近年、移住労働や移民の宗教を考慮に入れた選択的入国管理政策を採用する傾向が見受けられることも懸念される。

本稿は、人権としての宗教の自由、あるいは宗教と人権の関係をめぐって国際社会はどのような規範を策定し、保護を試みてきたのか、残された課題は何かを概観し、最後にそれが日本社会に生きる私たちにとって、どのような意味を持つのかを考察する。日本国憲法も「信教の自由」という用語を用いて、思想、良心と宗教の自由を保障しており、関連する裁判例も少なくないが、国際人権基準とは乖離がある。

なお、周知のように、現行の国際法は、国家と宗教の関係を厳しく規律してはいない。政教分離は立憲主義成立の要件であっても、国際法上の原則ではない。次節以降で述べるように、人権の分野で、宗教の自由の保障を国家に求め、宗教の差別的処遇を禁止し、宗教的マイノリティの保護を要請することにとどまる。実際、厳格な政教分離を憲法に規定している国は少なく、相対的分離から国教制度まで、国家と宗教との関係については多様なあり方が許容されている。

ただし、歴史的に、政治原則ないし法制度としての政教分離と人権には密接な関係がある。ヨーロッパでは人権は、国家と宗教を分離する闘争を経て獲得されたのであり、理論的にも、

非宗教性の原則ないし世俗主義は、宗教の多元性を許容する。ただ、世界の現状を見ると、両者の間に相関性を見出すことは困難である。国家と特定宗教との特別な関係が、宗教的人権に限らず人権一般の実現にとって好ましくない状況をもたらす事例が多いものの、世俗主義が国教制度に勝るとは必ずしも言えない。他の多くの原則と同様、制度の運用がもたらす差が大きいかからであろう。事実、近年のトルコのように、世俗主義の国是が政治目的の追求に利用されることもある。

2. 宗教的人権の国際的保障

歴史的に、宗教的自由の保護は、他の人権保障に先行していた。よく知られているように、国際法は、宗教改革とそれに続く三十年戦争を背景として成立したのであり、16～18世紀当時のヨーロッパでは、互恵的条約による宗教的マイノリティの保護は、国家間紛争の防止と地域の安定を確保する上で重要な役割を担っていた。20世紀前半に国際連盟の下で実施されたマイノリティ保護制度も、特定国間の条約に基づく制度であって、普遍性を持たなかったが、民族的・言語的・宗教的コミュニティを保護する意図に基づき、国家にはマイノリティが集団的アイデンティティを維持して存在し続けるための積極的措置を促し、宗教の自由を含めて広範囲の権利を共同体の構成員に保障した。権利の享有主体は個人とされたが、マイノリティ集団とマジョリティの実質的平等を実現するためには、差別禁止を上回る措置が必要であるという共通認識が制度に反映されていた。

しかし、ナチスドイツによる同制度の濫用という苦い経験を経て、第二次大戦後に設立された国際連合は、連盟とは異なるパラダイムを採用した。個人の人権の保護と非差別平等原則を人権保障の原則とすることで、マイノリティを含めたすべての人々の人権の実現を図るという方式である。しかし、そもそも人権はマイノリティのためにある、と言っても過言ではない。人権侵害の多くは差別と結びついており、差別は、特定のカテゴリーに分類された人々に対して集団的におこなわれる。宗教的人権の抑圧も、信仰や信条を共有するグループを対象にお

こなわれることがほとんどである。差別による不利益に加えて、言語や宗教などの集団的アイデンティティを脅かされ、同化の圧力にさらされる多くのマイノリティにとっては、制度的保障が大きく後退する時代が始まった。特権的な地位にある宗教や宗派を除いて、圧倒的多数の宗教的集団は社会的マイノリティである。国際社会がようやく、民族的・言語的・宗教的マイノリティの保護に対する消極性を克服して、積極的措置を国家に義務付けるべく、国際人権基準の強化に取り掛かるのは1970年代後半のことであった。

個人の人権としての宗教的人権の明示的な規定は、世界人権宣言（1948年）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）（1966年）、および「宗教又は信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する国連宣言」（宗教的不寛容撤廃宣言）（1981年）に置かれている。つまり現在、いくつかの地域的人権文書を別にすれば、自由権規約だけが宗教的人権を直接規定した条文を置く人権条約である。その18条1項は、世界人権宣言（1948年）18条を踏襲して次のように定める。

「すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。」

同条約は同時に、宗教の自由を侵害するおそれのある強制を禁止し、宗教や信念の表明の自由に対する制限について、その許容範囲を定めている。合わせて、父母または法定保護者には、自己の信念に従って子どもの宗教的及び道徳的教育を確保する自由を付与し、その尊重を国家に約束させている。さらに、宗教的憎悪の唱道を国内法で禁止することも国家に義務付けている。

1981年に国連総会決議によって成立した宗教的不寛容撤廃宣言は、宗教的人権の保障を直接の目的とする唯一の包括的人権文書であるが、法的拘束力を持たない。いくつかの他の人権文

書と同様、長期にわたる論争を経て成立した妥協の産物であって、完璧とは言えないが、次節で紹介するように、自由権規約の関連規定を補足し、より詳しく規定したことの意義は小さくない。ただ、日本を含めて国連加盟国のほとんどは、法的拘束力を持たない人権文書の誠実な履行を道義的義務とさえ捉えていない。国際法の中でも人権分野では、条約の履行状況が良好とは言にくい現実があるとは言え、宗教の自由の抑圧や侵害の世界的蔓延状況に照らせば、条約化による拘束力の強化が必要なことは明らかである。しかし、1981年以後、同宣言の条約化の動きはわずかであって、近い将来に条約化できる見込みはほとんどない。宗教的人権の保障を実現するという強い意思が、国際社会で十分に共有されていないからだ。条約化の作業を始めれば、普遍的基準の確定が困難な問題に関して論争が再燃することも予測されるが、少なくとも率直に議論することが必要であろう。

このように、法制度的には未整備状態が続いているとはいえ、上記の文書以外に、社会権規約、人種差別撤廃条約、ジェノサイド条約、子どもの権利条約、教育における差別禁止ユネスコ条約、移住労働者と家族の権利条約、「先住民族の権利に関する国連宣言」などの人権文書にも、宗教的人権に関連する規定が置かれており、国連では、複数の人権機関が宗教的人権を保障する活動に取り組んできた。とりわけ、1986年に新設された「宗教又は信念の自由に関する特別報告者」の地道で意欲的な活動は注目に値する。歴代の特別報告者は、宗教的人権の保護措置を促すことを中心的な任務としており、同宣言に抵触する国家行為や社会状況に関する情報を収集し、当該国に質問状を送ったり、訪問したりして、対策を提言している。年次報告書も作成し、評価基準の設定に関する研究にも取り組んできた。自由権規約委員会は、締約国が条約の実施状況について定期的に提出する政府報告書の審査において問題点を指摘し、是正や改善を勧告してきた。1993年には、条約の解釈指針として、宗教的人権に関する「一般的意見22」も発表した。件数は少ないながらも、個人通報制度においても宗教的人権の侵害に関する申立てを扱ってきた。

ただ、人種差別や女性差別が、実効性はとも

かく多くの国内法上で禁止され、社会規範としてかなり定着してきたことに比較すると、宗教の自由と差別の禁止は、最も基本的かつ重要な人権の一つでありながら、国内的にも国際的にも保障の取り組みが遅れた分野である。

今日、社会的あるいは制度的にマイノリティの地位に置かれている宗教的集団やコミュニティにとって、宗教的人権は国際法上、一般的人権保障に加え、集団的アイデンティティの維持・発展の権利を主目的とするマイノリティ保護の枠組みによって二重に保護される権利である。ただし、その二つの枠組みの規範性はかなり不均衡であって、後者は今も極めて弱いものに過ぎない。それらの権利が規定されている文書の法的性格、規定方式など、様々な要素が絡み合った結果である。しかし最も大きな要因は、圧倒的多数の国民国家が、マイノリティの権利に関する国際基準を設定することに賛成はしても、自国内のマイノリティに特別な権利を認め、マジョリティとの実質的平等を図ることに今も消極的であることだろう。

自由権規約27条は今も、マイノリティの保護に関して普遍的人権条約に置かれた唯一の規定であるが、その抑制的表現が長年、足かせになってきた。ようやく1992年に「民族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言」(国連マイノリティ権利宣言)が国連総会で採択されたことを契機に、規範内容が補足・精緻化され、国連人権機関の関連活動も多少強化されてきた。ただ、その照準が主として民族的マイノリティに当てられてきた傾向があるのは否めない。民族的マイノリティと宗教的マイノリティが重なっているケースが多いという面があるとは言え、国連を中心とするマイノリティの保護の枠組みの中でも、宗教的マイノリティの問題は十分に扱われてこなかった。

3. 国際人権法における宗教的権利

宗教的不寛容撤廃宣言と自由権規約委員会の「一般的意見22」は、法的拘束力を欠くとはいえ、少なくとも関連する条約の解釈指針として、各国政府や裁判所が尊重すべきものである。それらの文書に従えば、宗教的人権に関する現行の国際基準は以下のように整理できよう。なお、

人種差別と同様、宗教的人権を侵害する主体は国家に限らない。個人やその集団が人権侵害に関与することは少なくない。それでも、侵害の防止や撤廃、被害の救済を含めて、様々な措置を講じる義務は、第一義的に国家に属する。

(1) 内心の自由

すべての者は、宗教または信念 (belief) を選択し、受容し、保有する自由、あるいは信じない自由、棄教や離脱の自由、宗教や信念の変更・改宗の自由を保障される。そうした自由を侵害するおそれのある強制を受けない権利も持つ。実際、人の内心の自由を完全に奪うことは不可能だが、国家や宗教団体による棄教や改宗の制限や禁止、あるいは物質的誘惑や道徳的圧力などを含む直接・間接的強制は許されない。権利を持つのは、国籍、在留資格など国内法上の地位、民族的出身などに関係なく、文字通り「すべての者」である。難民であれ、非正規の移住労働者であれ、自己の宗教を自由に選び、妨害や同化の圧力を受けずに信仰や信念を維持する権利を持つのであって、国家はこれを平等に保障しなければならない。

宗教も信念も定義されていないが、最も広義に解釈されるべきであるとされる。つまり、保護される「宗教」には伝統的な「宗教」の概念に適合しない新宗教も含まれ、信念には、宗教的信念だけでなく、無神論、不可知論、合理主義などの非宗教的信念が含まれる。無神論が宗教上の信念と同等の保護を受けるのは、旧社会主義諸国の主張がもたらしたという経緯があるにせよ、現在、宗教からの自由は、宗教的人権の重要な要素である。定義の不在は、確定に伴う困難が主原因だが、広義の解釈を許すことで、保護の対象から洩れたり排除される集団の発生を回避できるというポジティブな側面を持つ。同時に、宗教的権利の範囲の決定が、国家と個人にはほぼ任されるというネガティブな側面も排除できない。セクトや新宗教運動が、反社会的活動に手を染めたり、時に営利企業、犯罪集団の隠れ蓑であるケースもあるが、必要以上の猜疑心、警戒心、不寛容が社会に広がることは避けるべきであり、国家が恣意的にカルト、セクトと見做して規制・抑圧・弾圧するようなことは許されない。

(2) 表明・実践の自由

信仰の表明・実践は、宗教を信じる者にとっては不可欠かつ重要な営みである。「単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、礼拝、儀式、行事および教導によって、宗教または信念を表明する自由」という文言で規定される権利には、次に挙げるような行為を自由におこなう権利が広範囲に含まれると解釈できる。すなわち、礼拝、儀式、集会、慣習の実行、そのための場所の設置と維持、必要な物品の調達と使用、出版物の発行と普及、適当な場所での布教や教導、教義に基づく安息日や衣食習慣の遵守、宗教的シンボル (標章) の表示や着用、信仰や信念に従って結婚、葬儀・埋葬などをおこなうこと、宗教団体の指導者や教導者の選出、宗教学校の設立・運営、慈善的ないし人道的組織の設立・維持、子どもの教育に関する親・保護者の選択の尊重、宗教または信念に関して、国内および国境を越えて個人や共同体との交流を確立・維持することなどである。

同じ文脈で、自己の信じる宗教や宗派の表明を強制されない自由も権利として保護される。身分証明書類に宗教や宗派の記載欄を設けることや、入国や在留許可の申請時に宗教の申告を義務付けることなどは、そうした権利の侵害を構成するおそれがある。意に反して宗教活動に巻き込まれない自由や、非宗教的な信念から宗教的行為をおこなわない自由も保護される。特定の宗教または信念に基づく良心的兵役拒否も、状況によっては保護の対象に含まれ得る。

宗教の自由の実践は、集団的におこなわれることが多い。集団的实践が阻まれれば、権利の行使が事実上不可能になることも稀ではない。その意味で、宗教の自由はもともと、集団的側面を持つ個人の人権であり、私的領域のみならず、公的領域における集団的行使が明文で保障されている。教義の実現のために政党を結成して活動することも、そうした権利行使の一形態と見做され得る。公教育の場で、宗教や倫理の一般的な歴史などを教えることや、特定の宗教または信念を教えることも、一定の条件を満たせば許される。前者については中立的、客観的な方法で教えること、後者については、父母ないし法定保護者が希望した場合に、差別なく免除・代替措置が認められることである。

内心の自由、すなわち実行に移されていない信仰や信念は、絶対的権利であって無条件に保護される一方、国際人権法は、宗教ないし信念を表明する自由に対しては、一般的な表現の自由と同様、条件付きながら国家が制限を加えることを認めている。条件とは、制限が法に基づいておこなわれること、かつ公共の安全、公の秩序、公衆の健康・道徳、他者の基本的権利・自由の保護のために必要であることである（自由権規約18条3項）。また、差別、敵意または暴力の煽動となる民族的、人種的ないし宗教的憎悪の唱道、または戦争のための宣伝に相当するような、宗教ないし信念の表明は許されず、そうした行為は法律で禁止されなければならない（自由権規約20条）。制限の対象や必要性の判断は第一義的には国家がおこなう関係上、恣意的運用や濫用の危険が小さくない。したがって、前述の目的のいずれかに該当する以外に、極めて抑制的かつ慎重におこなうこと、目的と手段の比例性を確保することが要請される。

「他者の基本的権利・自由の保護のために必要」な場合というのは、「宗教ないし信念を表明する自由」の行使が他者の人権と衝突し、後者の保護が優先される場合を指す。実際、「宗教ないし信念を表明する自由」が、他者の宗教的自由ないし非宗教的権利、プライバシーの権利、表現の自由、ジェンダー平等と相容れないことは稀ではない。宗教または信念の行事が、子どもの心身の健康と発達にとって有害な場合も、制限の対象となろう。ヨーロッパでは、執拗な入信勧誘活動が、その対象とされた人の持つ宗教選択の自由を侵害したとして、国内法に基づいて国家が処罰した複数の事例について、その妥当性が欧州人権裁判所で争われたこともある。

宗教的シンボルの着用については、公立学校でのイスラーム女性のヘッドスカーフをめぐる、フランスやトルコで国論を二分する重大な政治問題に発展したことが記憶に新しい。両国とも、表現は異なりこそすれ国是とする政教分離原則（フランスは「非宗教性」、トルコは世俗主義）と宗教的人権の主張とが激しくせめぎ合った事例である。スカーフの着用がイスラーム信仰の表明として保護されるべき人権なのか、イスラームにおける女性の抑圧ないし差別の表象なのか、決着のつきにくい議論である。

（3）差別と不寛容の禁止

宗教ないし信念に基づく差別は、「人種」、皮膚の色、性、言語、民族的出身、社会的出身、思想、政治的主張などに基づく差別と同様、国際人権法が厳しく禁止する差別の一つである。宗教的不寛容撤廃宣言では、宗教または信念に基づく不寛容と差別は、両者を区別せずに、「宗教ないし信念に基づく区別、排除、制限または特惠であって、平等な立場で、人権および基本的自由を認識し、享有しまたは行使することを無効にし、または害する目的または効果を有するもの」（2条）と定義されている。「不寛容」の法的意味は不明確であり、言葉としても曖昧だが、他者の異質性を許容しない姿勢や行為と解することができる。国家は、不寛容を排除し、非選択的に多様な宗教ないし信念が等しく尊重される社会の構築に努める義務を負う。「冒涇」という行為が、禁止される「不寛容」に含まれるか否かは論争的であって、未解決の課題である。

人種差別の場合と同様、国家には、差別的処遇や不平等な処遇をしないという消極的不作為義務を超えて、差別や不寛容の防止と撤廃に向けて積極的に実効的な措置を講じる義務が課せられている。どのような宗教や宗派の信徒、あるいは非宗教的信念の持ち主も、国家に対して平等な処遇を要求する権利を持つのである。ただ、厳格な政教分離が普遍的な原則として国際法に導入されていないこととの関連で、宗教や宗派に対するあらゆる別異処遇を差別と見做して禁止することはできないという実用主義的な解釈も成り立つ。例えば、多数派の宗教の祝日が国の休日として定められていても、宗教的マイノリティが独自の祝日を祝う自由が適切に保護されていれば問題ない、といった具合である。ただし上述したように、宗教的憎悪の唱道を明示的に禁止することで、国家や力関係において優越する団体による宗教的マイノリティへの攻撃や迫害を牽制している。ここでも、憎悪の唱導の禁止と表現の自由との緊張関係が発生しうるが、バランスをとることは可能であるというのが条約機関の基本的考え方である。

(4) マイノリティの「特別な権利」

社会的に周縁化され、被抑圧的地位に置かれた集団に属す人々には、一般的人権のセットに加えて、さらに特別な保護が必要であり、少なくとも国際法上認められていることはすでに述べた。それが、マイノリティの「特別な権利」である。宗教的グループについては、集団的アイデンティティとしての宗教・宗派の教義を維持し、発展させる権利、帰属する集団に関係のある決定過程への参加の権利などであり、国家には、それらの権利を保障し、促進するための積極的な措置が義務付けられている。主流派、多数派の宗教的集団が経験しない差別や迫害、時にはジェノサイド（集団殺害）のような大規模な暴力、あるいは同化の圧力を通じた特定集団の抹殺（文化的・宗教的ジェノサイド）から共同体を集団的に保護し、存続させ、多文化・多宗教が実質的平等を確保して共生する社会を実現することが目的である。ただ、権利主体は飽くまで個人であり、集団ではない。それについては、集団自体を権利の享有主体とするべきであるという批判がある一方、慎重論も根強い。

4. 日本の国内問題 —— 靖国神社への合祀

「宗教的人権」として普遍的に保障されるべきものの内容が、以上、見て来たようなものであるとして各自が身を置く社会を振り返れば、ほとんど例外なく、あらゆる国、あらゆる社会の様ざまな事象や制度がより鮮明な問題性を持って浮かび上がるに違いない。地球上の多くの国と同様、社会構成員の民族的・文化的多様性が増す中で、日本社会が抱える課題は少なくない。他国の人の眼には異様に写るほどの宗教的雑居性が著しいが、それは必ずしも宗教的寛容を意味しない。

日本社会における宗教に関する人権問題は多岐に渡るが、紙幅の制約から、ここでは特に靖国神社による「戦没者」合祀を取上げたい。憲法の保障する政教分離と信教の自由をめぐる判例の蓄積はあるが、合祀取消し請求訴訟では、政府も裁判所も国際人権基準を考慮さえしてこなかった。原告側も国際人権法を十分に援用してきたとは言い難い。政府が、人権基準の形成

と発展を、権利の享有主体である市民（外国籍市民・住民を含む）に周知すること、つまり人権条約の誠実履行義務の一部を怠ってきたからである。本稿で紹介した国際基準が裁判規範として援用されていれば、最高裁でも異なる判断がなされた可能性があるのではないだろうか。現在係争中の同種の訴訟においても、憲法に依拠するだけでは、過去の最高裁判決を覆す判断を引き出すことは困難ではないだろうか。日本の憲法秩序においては、批准した条約は自動的に国内法としての効力を持つことに照らせば、条約を裁判規範としないこと自体、不合理なことであるが、政府も裁判所も、法的拘束力を備えない国際人権文書に条約の解釈指針としての法的価値を認めようとしめないことも問題である。

法律上はともかく、その実態において靖国神社とその系統に属する各府県の護国神社（以下、「靖国神社」または「神社」と略す）は、単なる民間の一宗教法人ではない。その設立経緯のみならず、戦前・戦中を通じて日本の軍国主義の精神的支柱として国家と一体になって戦争を遂行した極めて特殊な宗教団体である。神社の執り行う儀式によって戦死者を「祭神」の地位に引き上げてその死を美化し、遺族に受容させたのである。戦後も、その事実と神社の戦争責任が曖昧にされたまま、神社はその基本的性格を維持してきたことが重大な問題である。

戦中は「天皇のために死んだかどうか」を主たる基準として陸海空軍の審査を得た合祀候補者を、天皇が「裁可」して神社側に通知して合祀した。戦後、合祀事務は厚生省引揚者援護局に引き継がれたが、国の関与は、適格者名簿の提供、予算措置、都道府県への協力指示などに及んだ。適格者名簿の提供について国は、神社に対する「行政サービス」であると説明してきたが、特定の宗教団体に限定した、そうした「行政サービス」自体、憲法の政教分離原則に抵触する疑いが強い。いずれにしても合祀が、戦中・戦後を通じて国と靖国神社が緊密な連携の下に取組んできた国家プロジェクトであることは明白である。「国事に殉ぜられたる人々」（同神社の社憲の表現）を「神」として祀る行為は、単なる「戦没者の追悼」ではない。国家との連携の下に、本人と家族の意思に無関係におこない、遺族の取消し請求に応じないことは「強

制」に相当する。日本の侵略戦争に加担させられた上に合祀された旧植民地出身の人々も5万人にのぼる。合祀基準は国が中心となって決定し、対象者の範囲も次第に拡大した。国の合祀事務は1980年代まで続けられ、公務中に死亡した自衛官も合祀されている。

自衛官の妻も含めて、合祀を耐えがたい苦痛とを感じる遺族からの合祀取消し請求に対して、神社は「一宗教法人としての信教の自由の実践」（つまり憲法上の権利）であると主張し、最高裁は、基本的にその主張を認めて遺族の訴えを退けてきた。遺族が主張の根拠とした「宗教的人格権は、具体的権利性に欠け、法的に保護・回復される権利としては認められない」という判断である。宗教法人（神社）が享受すべき合祀の自由は、遺族の信仰の自由を「直接侵害」（物理的に妨害）しない限り認められるべきであると言いつつ、遺族の蒙った精神的被害に対しては、神社による「宗教上の行為に対する不快感は受任すべき」であるとまで言いきって、寛容のベクトルを逆転させた。弱者に対して強者（国家から特権的処遇を受けて活動する集団と国家）の行為への寛容を強いる、本末転倒の論理である。

下級審の判断や最高裁判決の補足意見には一定の理解が示されたことがあるとは言え、このように、日本の国内法上、「宗教的人格権」は未確立の人権である。しかし、耐えがたいと感じる遺族にとって、合祀は現在も日々継続する人権侵害であり、靖国神社による不法行為にほかならない。合祀という行為の特殊性もあって、国際人権文書には今のところ、直接適用できる明示的な規定は見当たらない。しかし上述のように、すべての人は「自ら選択する宗教ないし信念を保持する自由を侵害するおそれのある強制を受けない」（自由権規約18条2項）ことが保障されている。禁止される「強制」には、間接的ないし不明確な形態の圧力や影響力も含まれると解釈しない限り、その規定の意義はほとんど失われる。国連の「宗教又は信念の自由に関する特別報告者」の一人は、宗教的人権に関する諸原則を提案する中で、宗教的規範や行動様式を強要されない権利を、宗教の自由の重要な要素と捉えていた。それによれば、自己の宗教ないし信念に反する宗教的・無神論的指示に従

うことを強要されない自由、埋葬とその場所、象徴、儀式などの関連する事項のすべてを、死者の宗教ないし信念の決まりに従っておこなう権利、部外者による冒瀆や干渉から平等に保護を受ける権利がそれに含まれる。国際人権法を適用すれば、合祀は人権侵害を構成する可能性が高い行為である。

自民党の新憲法草案（2005年）では、政教分離原則を緩和する規定が含まれており、党内には麻生首相を含めて、靖国神社国営化構想を練っている有力議員がいる。自衛隊が「国軍」の地位を確保し、国家神道が姿を変えて復活すれば、海外派兵されることが増えてきた自衛官が「祭神」として祀られる日も近い。教育基本法への「愛国心」の導入が強行された中で、「わが国の戦没者追悼のあり方を児童生徒が知る機会を奪われてきたのは大変な損失」「学校として訪問すべき」と考える一部自民党議員の間に児童参拝解禁への策動もあった。それに応えるかのように文科相が2008年3月、「靖国・護国神社訪問禁止通達」（1949年）は「すでに失効している」と国会で明言し、さらに「靖国神社など特定の宗教的施設に批判的な授業を公立学校でおこなうこと」は「差別的な扱い」であり「好ましくない」と批判した。こうした動きにも警戒が必要であろう。

（大阪女学院大学准教授）

<主要参考文献>

- ナタン・レルナー著、元 百合子訳『宗教と人権—国際法の視点から』（東信堂、2008年）
- 芦部信喜『宗教・人権・憲法学』（有斐閣、1999年）